

○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

平成26年3月31日

条例第13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個々の責務（第3条—第9条）

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策（第10条—第13条）

第4章 自転車安全安心利用促進計画（第14条）

第5章 自転車安全安心利用促進委員会（第15条）

第6章 雑則（第16条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止および自転車の利用環境の整備についての個々の責務、施策等について規定することにより、自転車の安全で安心な利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。
- (6) 自転車事故の保険等 自転車に起因する事故により生じた他人の生命または身体の損害を填補するための保険をいう。

(7) 地域交通安全活動推進委員 道路交通法第108条の29の地域交通安全活動推進委員をいう。

第2章 個々の責務

(市の責務)

第3条 市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めなければならない。

3 市は、自転車の利用環境の整備に努めなければならない。

4 市は、前3項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携し、および協力するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の方法について理解を深め、自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全な利用に必要な技能および知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。）に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する指導を行うよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 市内の小学校および中学校（特別支援学校の小学部および中学部を含む。）は、その在籍する児童または生徒に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を実施するよう努めなければならない。

- 2 市内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校および大学は、その在籍する生徒または学生に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第9条 自転車小売業者は、自転車の販売または点検もしくは整備を行うに当たっては、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策

（自転車安全安心利用教室）

第10条 市長は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、自転車安全安心利用教室を開催するものとする。

（道路環境の整備）

第11条 市長は、国、滋賀県および関係機関と連携し、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めなければならない。

（自転車安全安心利用指導員）

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

- 2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

（自転車事故の保険等）

第13条 自転車利用者は、自転車事故の保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車事故の保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 事業者は、その事業活動において従業者その他事業に関係する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車事故の保険等に参加しなければならない。
- 3 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者（次項において「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しているかどうかを確認しなければならない。
- 4 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車事故の保険等に参加しているかどうかを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車事故の保険等に関する情報を提供し、自転車事故の保険等の参加を勧奨するものとする。
- 5 前2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付けるときについて準用する。
- 6 市は、自転車事故の保険等への参加を促進するため、自転車事故の保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第4章 自転車安全安心利用促進計画

（自転車安全安心利用促進計画）

第14条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、自転車安全安心利用促進計画を策定するものとする。

- 2 市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 3 前項の規定は、自転車安全安心利用促進計画の変更について準用する。

第5章 自転車安全安心利用促進委員会

（自転車安全安心利用促進委員会）

第15条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置するものとする。

- 2 自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自転車安全安心利用促進計画の策定および変更（規則で定める軽微な変更を除く。）に関する事項
- (2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項

3 自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項について意見を述べることができる。

4 自転車安全安心利用促進委員会は、委員 15 人以内で組織する。

第 6 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

2 草津市附属機関設置条例（平成 25 年草津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 草津市自転車安全利用検討委員会の項を削る。

付 則（平成 28 年 10 月 6 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則

平成26年4月1日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（平成26年草津市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導警告票等)

第2条 条例第12条第1項の指導は、指導警告票（別記様式第1号）または防犯診断票（別記様式第2号）により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第12条第3項の自転車安全安心利用指導員は、条例第12条第1項の指導を行う際には、身分証明書（別記様式第3号）を携帯し、必要があるときは、自転車利用者その他関係人に提示しなければならない。

2 自転車安全安心利用指導員は、その身分を失ったときは、速やかに身分証明書を返還しなければならない。

(自転車安全安心利用促進委員会)

第4条 市長は、毎年、次に掲げる事項について自転車安全安心利用促進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の実施状況
- (2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の実施に関する自己評価

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 自転車の安全で安心な利用に関係する団体を代表する者
- (4) 自転車の安全で安心な利用に関係する行政機関の職員
- (5) 学識経験者

第6条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 委員会は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第12条 委員会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

第13条 条例第15条第2項第1号の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

(1) 法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる計画の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の趣旨の変更を伴わない形式的な変更

第14条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

付 則（令和5年2月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 2 7 日規則第 1 8 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

第 2 条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別記
様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

指導警告票
○あなたの運転は以下の道路交通法違反に該当します。 ○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第 1 2 条第 1 項に基づき指導します。 ○今後は交通法規を守り、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。
☐ 信号無視 【3 箇月以下の拘禁刑または 5 万円以下の罰金等】
☐ 通行区分違反（右側通行等） 【3 箇月以下の拘禁刑または 5 万円以下の罰金等】
☐ 並進 【2 万円以下の罰金または科料】
☐ 一時不停止 【3 箇月以下の拘禁刑または 5 万円以下の罰金】
☐ 無灯火 【5 万円以下の罰金】
☐ 二人乗り 【2 万円以下の罰金または科料等】
☐ 通行方法違反（歩道通行等） 【2 万円以下の罰金または科料】
☐ 携帯電話使用 【5 万円以下の罰金】
☐ イヤホン等使用 【5 万円以下の罰金】
☐ 傘差し運転 【5 万円以下の罰金】
☐ 飲酒運転
【酒酔い運転 : 5 年以下の拘禁刑または 1 0 0 万円以下の罰金】
【酒気帯び運転 : 3 年以下の拘禁刑または 5 0 万円以下の罰金】
☐ その他（ ）
草津市

(裏)

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

【①の補足：自転車が歩道を通行できる場合】

※道路標識、標示により通行できるとされているとき

※児童、幼児、70歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者が運転するとき

※道路工事等のため車道の左側端の通行が困難な場合

※自動車等の通行量が著しく多く、道路幅が狭いため自動車等との接触の危険がある場合

自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任を問われます！

○刑事上の責任として、相手を死傷させた場合は「重過失致死傷罪」等に問われることがあります。

○民事上の責任として、被害者に対する損害賠償の責任が生じます。

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋）

（自転車安全安心利用指導員）

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

様式第2号（第2条関係）

（表）

防犯診断票 ○あなたの自転車には以下の管理不備があります。 ○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項に基づき指導します。 ○今後は適正な管理を行い、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。 ☐二重施錠に心掛けてください。 ☐防犯登録が行われていません。 （防犯登録は法律により義務づけられています。） ☐この場所にとめないでください。 ☐荷物が置かれたままです。 ※防犯登録が行われていないと、盗難自転車を発見しても、被害者や所有者の方に返せないことがあります。 草津市
--

（裏）

管理不備は盗難の被害の原因となります！ ○自転車等の約7割が無施錠による被害であるため、必ず鍵をかけましょう。 ○主施錠のほか、ワイヤーロックやU字ロックを活用し、ツーロック（二重施錠）を心掛けましょう。 ○盗難の被害に遭わないよう、自分の自転車は自分でしっかりと管理しましょう。 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋） （自転車安全安心利用指導員） 第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。 2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。 3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。
--

様式第 3 号（第 3 条関係）

（表）

写真貼付	身 分 証 明 書		
	所 属		
	氏 名		
	年	月	日生
上記の職員は、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により指導を行う者であることを証明する。			
年	月	日	
草津市長			印

（裏）

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例 (抜粋)
(自転車安全安心利用指導員)
第 1 2 条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。
2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。
3 市長は、第 1 項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

